

南魚沼市結婚新生活支援事業補助金

家賃・引越し代
住宅取得費・リフォーム費を
最大60万円補助します！

申請期間——令和6年4月1日～令和7年2月末

対象世帯——次の全てに当てはまる方

予算に限り
があります
詳細はお問合せ
ください

婚姻日について

令和6年1月1日～令和7年2月末
までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

年齢について

婚姻の日において
夫婦の年齢がともに39歳以下であること

夫婦ともに39歳以下の場合：補助上限30万円
夫婦ともに29歳以下の場合：補助上限60万円

所得について

夫婦の合計所得が500万円未満であること

※夫婦の一方または双方が貸与型奨学金の返還を行っている場合は対象年度の返還額を控除します

その他

- 夫婦ともに南魚沼市に住民登録をしており、住民票の住所が当該申請に係る住宅の所在地になっていること
- 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して市内に居住する意思があること
- 夫婦ともに過去にこの補助金及び同種の補助金の交付金を受けていないこと
- 夫婦ともに市税等を滞納していないことなど

※詳細はお問合せください

対象経費——令和6年4月1日～令和7年2月末までに要した次の費用

住宅取得費

市内の住宅を取得するために要した経費

※土地の購入費は補助の対象となりません

リフォーム費

市内の住宅をリフォームするために
要した次の工事経費

- ①修繕 ②増築 ③改築 ④設備更新等

住宅賃借費

市内住宅を賃借するために要した次の経費

- ①賃料 ②敷金 ③礼金
④共益金 ⑤仲介手数料

引越し費

市内の住宅に引越しをするために
引越し業者、運送業者へ支払った経費

お問合せ

南魚沼市役所U&Iときめき課

TEL:025-773-6659

MAIL:tokimeki@city.minamiuonuma.lg.jp

詳細はこちら

